

# 「社会体制と法」研究会

事務局ニュース No.32 2012.5.2

## 【目次】

- 1 2012 年度研究総会の概要
  - 2 2012 年度研究総会の報告要旨
  - 3 事務局からの連絡
- (1)研究会と懇親会への出欠 (2)会費納入のお願い
- 

## 1 2012 年度研究総会の概要

日時 2012 年 6 月 1 日 (金)

午前 11 時～ 運営委員会 (運営委員の方は昼食持参でご出席ください)  
午後 1 時～ 事務総会 (会員の方はご出席ください)  
午後 1 時 30 分～午後 6 時 00 分頃 研究総会 (下記参照)  
その後 懇親会 (別会場)

場所 立命館大学・立命館朱雀キャンパス

中川会館・多目的室 (1 階)

[http://www.ritsumei.jp/accessmap/accessmap\\_suzaku\\_j.html](http://www.ritsumei.jp/accessmap/accessmap_suzaku_j.html)

※朱雀キャンパスは JR 山陰線「二条」駅/京都市営地下鉄「二条」駅/京都市営バス「千本三条朱雀立命館前」のそれぞれ近くです。建物に入っただいて左手に多目的室があります。

研究総会テーマ 「イスラームと体制転換」

## プログラム

- 企画の趣旨説明 伊藤知義
- タイ司法裁判所におけるイスラーム法適用—「イスラーム法ハンドブック」の意義 今泉慎也(アジア経済研究所)
- イスラーム法における債権譲渡をめぐる諸問題とイスラーム債券：マレーシアを事例として 桑原尚子 (高知短期大学)
- インドネシア宗教裁判所管轄事項の変化とその問題点：アチェ州シャリア裁判所を中心に 島田弦 (名古屋大学)
- コメントーター：伊藤知義 (中央大学法科大学院)

休憩

質疑応答

全体討論

---

---

---

## 2 2012年度研究総会の報告要旨

### タイ司法裁判所におけるイスラーム法適用—「イスラーム法ハンドブック」の意義 今泉慎也

タイは仏教徒が国民の95%以上を占めるが、マレーシアとの国境地帯に位置する4県にはマレー系ムスリム住民が多く居住する。この地域がタイ領に編入された20世紀初頭から、南部国境地帯の司法裁判所においては家族・相続事件に限ってイスラーム法の適用を認めてきた。裁判所にはダトユティタムと呼ばれるイスラーム法問題を裁定する特別の裁判官が配置されてきた。

他方、この地域においてはマレー系ムスリムによる分離独立・反政府運動が繰り返されてきた。1980年代半ばからこうした運動はいったん後退したが、2004年から武装集団による殺人・爆破・放火等の事件が急激に拡大し、現在までに死者の数は4千人を超す。タイ政府は国民和解を掲げ、ムスリム・コミュニティの支援や諸改革のため多くの予算がつけ込まれているがその成果は現在も見えてこない。こうした情勢変化のなかで裁判所におけるイスラーム法適用の拡充を求める動きが顕著となってきた。そのなかで具体的な形になったものとして司法裁判所が2011年末に策定した「家族相続に関するイスラーム法ハンドブック」がある。これは、1940年代に策定された「家族相続に関するイスラーム法原則」を実質的に改訂するものである。何らかのイスラーム裁判制度をもつ他の東南アジア諸国においては、イスラーム法の内容を反映した「議会制定法」が整備されているのに対して、これらの「原則」・「ハンドブック」は公式の法的効力を持たない。本報告では、ハンドブックがどのようにして生まれてきたのか、既存の原則と比べて内容的にどのような変化があったのか、そしてハンドブックの制定がタイのイスラーム法においてどのような意義を有するのかを考察する。

### イスラーム法における債権譲渡をめぐる諸問題とイスラーム債券：マレーシアを事例として

桑原尚子

マレーシアにおけるイスラーム金融制度は、イスラーム銀行業、イスラーム保険業 (takaful) およびイスラーム資本市場 (ICM: Islamic Capital Market) の三つの形態からなっており、企業が資金調達をするイスラーム資本市場には、イスラーム証券市場およびイスラーム債券 (スーク : sukūk) 市場がある。本報告は、イスラーム債券に焦点をあて、イスラーム法における債権譲渡 (バイウ・ダイン : bay' dayn) をめぐる諸論点を整理した上でイスラーム債券を正当化するイスラーム法学者の論理を明らかにし、金融取引に係るイスラーム法の現代化の一側面を提示することを試みるものである。本報告においてイスラーム債券を取り上げる理由は、次の二つである。一つ目の理由として、イスラーム金融取引において重要なイスラーム法上の準則たるリバー (ribā) の禁止、射倖性 (gharar) の排除および投機性 (maysir) の排除が、イスラーム債券をめぐる諸論点にその具体的適用として顕れていると思われるところ、金融取引に係るイスラーム法を理解するうえで格好の題材といえることが挙げられる。二つ目に、イスラーム法の観点からイスラーム債券を正当化するに際してマレーシアは他のイスラーム諸国と異なった論理展開をしてきたところ、イスラーム債券をめぐる諸問題を分析することで

マレーシアの特色が浮かび上がると思われることが挙げられる。さらに、日本の状況に引き付けてみると、昨年、資金流動化法が改正され、社債的受益権という信託の仕組みを使ったイスラーム債の発行ができるようになったことから、今後日本においてもイスラーム債発行・流通が予測されよう。

【参考文献】

- 桑原尚子（1998）「金融制度へのイスラーム法の導入：バンク・イスラーム・マレーシアを事例として」『アジア経済』第39巻第5号、pp.59-91。」  
長岡慎介（2011）『現代イスラーム金融論』名古屋大学出版会。  
両角吉晃（2011）『イスラーム法における信用と「利息」禁止』羽島書店。  
柳橋博之（2012）『イスラーム財産法』東京大学出版会。

インドネシア宗教裁判所管轄事項の変化とその問題点－アチェ州シャリア裁判所を中心に

島田弦

インドネシアにおいてイスラム法を専門的に適用する司法機関は、宗教裁判所 *Pengadilan Agama* である。また、アチェ州では統治特別法によりシャリア法廷 *Mahkamah Syariah* という名称である。司法権基本法（1964年法律第16号、その後1970年および1999年に改正）第7条は、最高裁判所の下に、通常裁判、宗教裁判、軍事裁判及び行政裁判の4つの裁判系列を置くと定めた。しかし、宗教裁判所の実際の設置はようやく1989年のことである。

当初、宗教裁判所の管轄する法律問題は、婚姻、イスラム法に基づく財産事項（相続、遺言、贈与）、そしてイスラム法に基づく寄付行為（寄進、慈善）であった。このように、宗教裁判所の管轄権はごく限られた範囲であった。

しかし、2006年の改正宗教裁判法では、旧法の定める寄付行為について寄進と慈善に加えて、イスラム法上、収入に対する義務的割合の定めがある喜捨、および喜捨に追加する自発的出捐に関する事項を宗教裁判所の管轄とし、さらにシャリア経済行為、すなわちイスラム金融も宗教裁判所の管轄とする。2003年制定の弁護士法（2003年法律第18号）は、イスラム法学士にも通常の法学士と同様の弁護士資格を認めた。イスラム経済行為の管轄権や弁護士資格の拡大は、宗教を政治から切り離そうとしたスハルト権威主義体制の変化、地方分権政策を背景としたムスリム人口の多い地域でのイスラム主義の台頭などとの関連が考えられる。他方、拡大されたイスラム法事項に対する宗教裁判所判事やイスラム法学士の能力には疑問もある。

アチェ州では、武力紛争を收拾するため制定されたアチェ特別統治法により、イスラム法に基づく条例（カヌーン）の制定とシャリア法廷の設置が認められた。シャリア法廷は、宗教裁判所の事項管轄に加え、刑事事件も管轄する。ただし、裁判官は、シャリア法廷と他州の宗教裁判所を区別はなく相互に異動するため、アチェ州での管轄事項への専門性には問題がある。さらに、宗教省職員がイスラム法違反行為を独自に取り締まっていることも、アチェ州内部でさえも手続的問題や人権侵害として批判がある。

本報告では、以上のような状況を踏まえ、宗教裁判所管轄権について概要を検討した後、アチェ州におけるイスラム法適用（シャリア法廷およびカヌーン）の現状と問題点について考察することとする。

### 3 事務局からの連絡

#### (1)研究会と懇親会への出欠（メールで連絡）

研究会と懇親会への出欠を、下記メールアドレスで島田までご返信願います。5月18日（金）までにお願います。なお、懇親会の料金は例年通り、5000円程度を予定しています。

#### 出欠連絡用メールアドレス:

#### (2) 会費の納入・会誌「社会体制と法」の発送

2012年度分の会費（4000円）納入用振込用紙を同封しました。会費の納入をお願いいたします。

会費は以下の通りとなっております：

□2011年度分まで：年4500円

□2012年度分以降：年4000円

会誌の値下がりにともない、会費については、2012年度分から4000円になります。2011年度分までの会費については4500円を、2012年度分からは4000円を、お納め頂きますようお願い致します。

研究会の会場では、会費の受領も会誌の配布も行ないません。郵便振替で会費を納入していただき、その後会誌を発送するという方式となります。会誌第13号は5月発行予定ですので、発行前に2012年度分の会費を納入された場合に限り、研究会前に会誌をお届けすることができます。発行日以降に納入の場合、研究会終了後に会誌の発送となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

## 「社会体制と法」研究会事務局

〒464-8601 愛知県名古屋市千種区不老町  
名古屋大学大学院・国際開発研究科 島田研究室内  
研究会サイト URL: <http://assl.world.coocan.jp/index.html>